

出題趣旨・採点基準（商法） 配点 100 点

（法学部 3 年次生出願枠は第 1 問のみ 配点 50 点）

第 1 問は、取締役会設置会社において平取締役が取締役会決議に基づかずに株主総会を招集し、取締役を新たに選任する決議（第 1 決議）がなされた場合に、その後に招集された株主総会の決議（第 2 決議）の効力はどうなるか、および、子会社株式の譲渡に株主総会決議を要する場合に、当該決議を欠いてなされた譲渡の効力はどうなるかについて問うものである。

第 2 問は、上場会社を念頭に、同社における株式の持合い工作の状況を調査することを目的として株主が最近 3 事業年度分の有価証券元帳の閲覧謄写を請求する場合に、当該閲覧謄写請求に係る訴えを提起するに際して株主であることを会社に対抗するために必要となる手続について確認するほか、問題文に示した事案の下で会社法 433 条の規定に照らして当該閲覧謄写請求が認められるかどうかについて問うものである。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力および表現力を備えているかを判定した。